

給セラレタシ

五、柴価料ハ保険法実施迄魚料又ハ半減トスルコト

六、賞典金支給ノ際決算報告書ヲ發表スルコト

七、食券ハ一食制度ニ改正セラレタシ

八、男工合宿所料ハ十一月度ヨリ撤廢スルコト

九、公傷ノ場合ニ於ケル救済委員ハ枝工以下ノ者ヲ任用スルコト

一〇、皆勤賞與ハ尤ノ割合ヲ以テ支給セラレタシ

枝工組長 五日分
助手見廻 三日分
普通男女工 二月分

二、有給公休ハ十一月度ヨリ實施セラレタシ

一、二、解雇手當ハ尤ノ通り支給セラレタシ

倉社ノ都合ニ行月以上四十日余整理ノ場合ハ五十日分

但シ一年以上六ヶ月ヲ増ス毎ニ二分分ヲ増加スルコト

一、三、帰国旅費ハ一般解雇者ニ對シ里程ニ依リ便宜費ヲ支給セラレタシ

一、四、公傷疾病ニ週間迄ハ皆勤日數ニ算入スルコト

一、五、退職ノ場合ハ乙丙共ニ五割増ニスルコト

右及申(通)報候也

五、半減トナスコト

六、發表スルコト

七、保留

八、十一月ヨリ魚料トス

九、日給者ヨリ選出スルコト

一〇、枝工組長 三日分
助手見廻 二日分
普通男女工 一日分

一、實施スルコト

但シ十一月ヨリ皆勤者ニ對シ一

一、二、都合上整理上共滿三月以上一ヶ年未滿廿五日分

一年以上半ヶ年ヲ増ス毎ニ二月半一ヶ年ヲ増ス毎ニ五日分ヲ支給

一、三、病氣又ハ扶助ヲ受クベキ者ニ支給ス

一、四、容認

一、五、内規ノ通り

(以上)